令和６年３月１５日

(派遣元）

近畿スタッフ株式会社　御中

(派遣先）

株式会社厚労商事　関西支社

支社長　 △△　△△

**派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触する日の通知**

　労働者派遣法第２６条第４項に基づき、派遣可能期間の制限（事業所単位の期間制限）に抵触することとなる最初の日（以下、「抵触日」という。）を、下記のとおり通知します。

記

**１　労働者派遣の役務の提供を受ける事業所**

株式会社　厚労商事　関西支社

大阪市中央区大手前●―●―●

**２　上記事業所の抵触日**

令和９年４月１日 ※令和６年４月1日受入れ開始の場合の例です。

**３　その他**

事業所単位の派遣可能期間を延長した場合は速やかに、労働者派遣法第４０条の２第７項に基づき延長後の抵触日を通知します。

※事業所の定義

・ 工場、事務所、店舗等、場所的に独立していること

・ 経営の単位として人事・経理・指導監督・働き方などがある程度独立していること

・ 施設として一定期間継続するものであること

などの観点から、実態に即して判断されます。

（雇用保険の適用事業所に関する考え方と基本的に同一です。）